

高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）利用規程

(平成27年2月26日 財団規程第2号)

改正：令和元年5月20日 施行：令和元年10月1日

改正：令和4年4月1日

改正：令和6年1月19日 施行：令和6年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、高松市文化芸術ホール（以下「ホール」という。）の指定管理者として、ホールを適正かつ円滑に管理運営するため、高松市文化芸術ホール条例（以下「条例」という。）及び高松市文化芸術ホール条例施行規則に定めるもののほか、ホールの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（ホールの利用申請）

第2条 ホールを利用（予約）しようとするときは、サンポートホール高松利用許可申請書（以下「申請書」という。）により申請し、利用許可を受けなければならない。

2 前項の申請をする者は、あらかじめ利用者登録をしなければならない。ただし、満18歳未満の者が登録する場合は、保護者の承諾書を併せて提出するものとする。

3 申請は、ホール管理事務室の窓口のほか、電子メール、FAX又は郵送で行うことができる。

（申請の受付時間）

第3条 ホール管理事務室での申請受付は、午前9時から午後6時までとする。

（申請の受付開始日）

第4条 申請の受付は、次項に定めるものを除き、利用開始日（1つの申請により施設を連続して利用する場合は、最初に施設を利用する日。以下同じ。）の1年前の月の初日からとする。

2 次に掲げる催物でホールを利用する場合は、利用開始日の2年前の月の初日から、申請を受付できる。ただし、下記各号のいずれかに該当する場合で、全館のうち、2分の1相当以上の施設の利用や他の施設等との同時利用、又は日程の早期確定が前提の条件を証明できるときは、更に早期の予約取り扱いを行うことができる。

- (1) 国、地方公共団体（教育委員会を含む。）、ホール指定管理者が主催する事業
- (2) 国際会議を始め、全国大会、四国大会規模以上のコンベンション
- (3) 国家試験など公的資格試験、学校教育法に定める学校が行う入学試験
- (4) 市から委託された文化芸術振興事業の実施
- (5) 香川県内の文化芸術団体が大ホール又は小ホールを3日以上連続して利用する場合

3 前2項において、複数の施設を利用する場合で、月をまたがるときの利用開始日は、第6条第1項の施設区分のうち、利用する施設の最も上位の区分に属する施設の利用開始日とする。

(申請の受付順位)

第5条 申請の受付は、原則として先着順とする。ただし、前条による月の初日の受付は、抽選により決定する。

2 前項の抽選は、ホール管理事務室において午前9時15分から行う。

(申請の期限)

第6条 施設の利用許可を受けようとする者は、次の施設区分により、それぞれの申請期限までに、申請しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

| 施設区分 | 予約受付日 | 申請期限 |
|--|-----------------------------|--------------------|
| ア 大ホール、第1小ホール、第2小ホール 同一利用で併用する施設区分イ、ウの施設、楽屋及びウォーミングアップ室を含む。 | (ア) 利用開始日の1年前の月の初日以降に受付した場合 | 利用開始日の6か月前まで |
| | (イ) 上記以外の場合 | 利用開始日の13か月前の月の初日まで |
| イ 市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ 同一利用で併用する施設区分ウの施設を含む。 | (ア) 利用開始日の1年前の月の初日以降に受付した場合 | 利用開始日の3か月前まで |
| | (イ) 上記以外の場合 | 利用開始日の13か月前の月の初日まで |
| ウ 会議室、控室、和室、託児室、リハーサル室、練習室、楽器庫 | | 利用開始日時まで |

2 施設区分がア、イの場合において、利用を希望する日に他の予約が入っていないときは、前項の申請期限を超えて申請することができる。ただし、大ホール及び小ホールは、利用開始日の2週間前を申請期限とする。

(利用の許可)

第7条 ホールの利用の許可は、提出された申請書の内容が適正であり、条例第3条第2項に該当しないと確認され、利用料の支払いがなされた後で、サンポートホール高松利用許可書兼領収書を発行することにより行う。

2 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、利用の際に、前項の利用許可書兼領収書を携帯し、係員の求めに応じ提示しなければならない。

(仮予約等)

第8条 大ホール、小ホール、市民ギャラリー及びコミュニケーションプラザについては、第2条の申請をする前に、利用の仮予約をすることができる。なお、仮予約の受付開始日は、第4条の申請受付開始日の規定に準ずる。

2 仮予約の受付期間は、第4条の申請受付開始日から利用開始日の3か月前までとする。ただ

し、利用開始日の1年前の月の初日より前の仮予約の場合を除く。

- 3 理事長は、前項の仮予約が、第6条の申請期限を経過したときは、利用の意思がないものとみなし、取り消すことができる。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 会議室、和室、リハーサル室及び練習室については、インターネット（高松市文化芸術ホール施設予約システム）で、ネット予約（仮予約）することができるものとする。
- 5 理事長は、前項のネット予約（仮予約）を、利用日の10日前までとし、ネット予約（仮予約）の日から7日以内に申請をしないときは、利用の意思がないものとみなし、取り消すものとする。

（利用の取消・変更申請）

第9条 利用者は、利用を取消又は変更する場合には、利用開始日の前日までに、サンポートホール高松利用（取消・変更）許可申請書を提出しなければならない。

（連続利用期間）

- 第10条 ホールを連続して利用できる期間は、4日間とする。ただし、市民ギャラリー及びコミュニケーションプラザについては、7日間とする。
- 2 理事長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な範囲内で利用期間の延長を許可することができる。

（利用料金）

- 第11条 条例第11条第2項に定めるホールの利用料金は、別表第1から第5の利用料の額とする。
- 2 理事長は、条例第13条により、特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。
 - 3 第14条により利用料の後払いを認められた者が、利用許可を受けた後で利用の全部を取消したときは、取消前の利用予定に係る利用料から、第15条第4項に定める返金額を差し引いた額を支払わなければならない。

（料金の割引）

- 第12条 理事長は、施設または設備器具等の利用の促進を図るため、必要があると認めるときは、前条第1項の額を割引くことができる。
- 2 前項の割引利用料については、第15条第4項第1号に該当するときを除き、第15条による利用料の変更充当・返金を適用しないことができる。

（利用料の支払い）

第13条 利用料の支払いは、前払いとし、次表により、支払期限を決定し、サンポートホール高松利用料確認書兼請求書により請求するものとする。

| 施設区分 | 支払期限 |
|--|---|
| ア 大ホール、第1小ホール、第2小ホール、市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ、同一利用で併用する施設区分イの施設、楽屋及びウォーミングアップ室 | (ア) 第6条の申請期限までに申請した利用については、申請後1か月以内 |
| | (イ) 第6条の申請期限を過ぎて申請した利用については、指定する期限まで |
| イ 会議室、控室、和室、託児室、リハーサル室、練習室、楽器庫 | (ア) 利用開始日の1か月前までに申請した利用については、利用開始日の1か月前まで |
| | (イ) (ア)以外の利用については、申請時 |

- 2 支払方法は、ホール管理事務室窓口での現金払い、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネーその他現金を使用しない方式を用いた決済をいう。）又は財団が指定する口座への振込払いとし、振込手数料は、利用者の負担とする。
- 3 支払済の利用料については、第15条第2項及び第4項に定める場合を除き、返金しない。
- 4 理事長は、支払期限までに支払いのない場合には、申請を取り下げたものとみなし、その利用（予約）を取り消しすることができる。

（利用料の後払い）

第14条 次の支払いについては、後払いを認めることができる。

- (1) 国、地方公共団体（教育委員会を含む。）、ホール指定管理者が利用料を支払う場合
- (2) 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人が利用料を支払う場合
- (3) 国又は地方公共団体が実質的に実務を行っている大会・学会等の実行委員会が利用料を支払う場合
- (4) 大ホール、小ホールの設備器具等の利用料を支払う場合
- (5) 理事長が特に必要があると認める場合

（利用料の変更充当・返金）

第15条 第9条により予約を変更する場合で、その予約の利用料を既に支払っている場合は、利用開始日の前日までの申請により、1回に限り、支払済の利用料を変更後の予約の利用料に充当することができる。

- 2 前項による変更申請を、利用開始日の1週間前までに行った場合で、充当後に残金があるときは、その6割の額の返金を求めるか、大ホール及び小ホールの設備、器具等利用料に充当し、その残額の返金を求めないかを選択することができる。
- 3 第1項による変更申請が、利用開始日まで1週間を切った場合で、充当後に残金があるときは、大ホール及び小ホールの設備、器具等利用料にのみ充当することができる。この場合、充当後に残額が生じても返金しない。

4 利用を取消した場合で、次の各号に該当するときは、支払済の利用料から、該当する返金額を返金することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責めによらない理由で利用できなくなったとき

| 理由等 | 返金額 |
|---|-----|
| <p>ア 利用時間帯に交通途絶の状況にあるとき 交通途絶の判断は、JR 高松駅又はことでん高松築港駅発着の全線運休を基準とする。</p> <p>イ 保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等の児童・生徒等が主な参加対象となっている学校等の行事であって、利用当日に、高松市に気象警報が発表されているとき</p> <p>ウ 市民、国民感情に照らし、催物等の開催の自粛が是認されるべきとき</p> <p>エ 施設の事故等により、施設、設備の利用が適当でないとき</p> | 全額 |

(2) 利用者の都合で利用を取り消したとき。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

| 対象施設、設備器具等 | 予約受付日 | 取消申請日 | 返金額 |
|---|-----------------------------|---------------|-----|
| ア 大ホール、第1小ホール、第2小ホール、同一利用で併用する対象施設イ、ウの施設、楽屋、ウォーミングアップ室及びこの施設で利用申請している設備、器具等 | (ア) 利用開始日の1年前の月の初日以降に受付した場合 | 利用開始日の3か月前まで | 全額 |
| | | 利用開始日の1か月前まで | 6割 |
| | (イ) 上記以外の場合 | 利用開始日の12か月前まで | 全額 |
| | | 利用開始日の6か月前まで | 6割 |
| イ 市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ、同一利用で併用する対象施設ウの施設、及びこの施設で利用申請している設備、器具等 | (ア) 利用開始日の1年前の月の初日以降に受付した場合 | 利用開始日の2か月前まで | 全額 |
| | | 利用開始日の1か月前まで | 6割 |
| | (イ) 上記以外の場合 | 利用開始日の12か月前まで | 全額 |
| | | 利用開始日の6か月前まで | 6割 |
| ウ 会議室、控室、和室、託児室、リハーサル室、練習室、楽器庫及びこの施設で利用申請している設備、器具等 | 利用開始日の1か月前まで | | 全額 |
| | 利用開始日の1週間前まで | | 6割 |

ただし、第1項により変更後の予約の利用料に充当した場合で、変更後の予約を取り消したときは、上表を適用しない。

- 5 利用料の返金額に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。
- 6 利用料の返金を受けようとする者は、サンポートホール高松利用料返金申請書兼受領書を提出しなければならない。
- 7 第2項及び第4項第2号により返金する場合の振込手数料は、申請者が負担するものとする。

(期限等の計算方法)

第16条 この規程における期限等の計算方法は、民法の規定を踏まえ、次のとおりとする。

- (1) 期間の初日は含まないものとし、月を単位とする場合は応当日、週を単位とする場合は応当曜日とする。
- (2) 前号の月を単位とする場合で、応当日がないときは、次によるものとする。
 - ア 期間の初日よりも前の日を求めるときは、応当月の翌月初日とする。
 - イ 期間の初日よりも後の日を求めるときは、最終月の月末とする。
- (3) ホールの休館日は応当日としないこととし、前号アの場合は、期間の初日に近くなる最初の開館日とし、前号イの場合は、期間の初日より遠くなる最初の開館日とする。

(利用の打合せ)

第17条 大ホール、小ホールを利用する者は、利用日の1か月前までを目途に、舞台管理係員と利用の打合せをしなければならない。

(様式)

第18条 この規程に定める様式については、別に理事長が定めるものとする。

(ホールの飲食)

第19条 ホールでの飲食については、別に理事長が定める飲食基準によるものとする。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 条例に基づき、この規程の施行前に使用を許可され使用料を納入した、施行日以降の予約の取消、変更、使用料の返還については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月20日公布）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際に現に利用を許可されている者に係る支払済の利用料については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際に現に利用を申請している者及び利用の仮予約を承認されている者の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1 (第11条関係)

大ホール及び小ホール等利用料

| 施設名等 | 利用単位 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 | |
|----------|------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|---------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後10時まで | 午前9時から 午後10時まで | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| (1) 大ホール | A利用 | 平日 | 40,220 | 70,500 | 90,820 | 181,550 |
| | | 土曜日、日曜日 及び休日 | 47,760 | 83,480 | 107,480 | 214,960 |
| | B利用 | 平日 | 36,450 | 63,900 | 82,430 | 164,780 |
| | | 土曜日、日曜日 及び休日 | 43,250 | 75,630 | 97,420 | 194,850 |
| | C利用 | 平日 | 32,780 | 57,400 | 74,050 | 148,020 |
| | | 土曜日、日曜日 及び休日 | 38,750 | 67,880 | 87,360 | 174,730 |
| | D利用 | 平日 | 29,010 | 50,900 | 65,680 | 131,250 |
| | | 土曜日、日曜日 及び休日 | 34,350 | 60,020 | 77,300 | 154,720 |

| | | | | | | | |
|------------|----|-----|--------------|-----------|--------|--------|--------|
| | | | 平日 | 13,710 | 23,770 | 30,680 | 61,280 |
| (2) 第1小ホール | | | 土曜日、日曜日及び休日 | 16,020 | 27,850 | 35,920 | 71,650 |
| | | | 平日 | 12,150 | 21,470 | 27,550 | 55,000 |
| (3) 第2小ホール | | | 土曜日、日曜日及び休日 | 14,130 | 24,920 | 32,150 | 64,100 |
| (4) 附属室 | 楽屋 | 2階 | 第1楽屋 | 1,880 | 3,350 | 4,280 | 8,580 |
| | | | 第2楽屋 | 1,880 | 3,350 | 4,280 | 8,580 |
| | | 中4階 | 第7楽屋 | 830 | 1,560 | 1,980 | 3,970 |
| | | | 第8楽屋 | 1,030 | 1,770 | 2,300 | 4,600 |
| | | | 第9楽屋 | 1,030 | 1,770 | 2,300 | 4,600 |
| | | | 第10楽屋 | 830 | 1,350 | 1,770 | 3,550 |
| | | | 第1ウォーミングアップ室 | 1,150 | 1,980 | 2,610 | 5,120 |
| | | | 第2ウォーミングアップ室 | 1,150 | 2,080 | 2,710 | 5,330 |
| | | | 第3ウォーミングアップ室 | 1,250 | 2,200 | 2,820 | 5,550 |
| | | | 託児室 | 1,670 | 2,920 | 3,760 | 7,430 |
| | | | 第1楽器庫 | 1日につき510円 | | | |
| | | | 第2楽器庫 | 1日につき510円 | | | |
| | | | 第3楽器庫 | 1日につき510円 | | | |
| | | | 第4楽器庫 | 1日につき510円 | | | |
| | | | 第5楽器庫 | 1日につき510円 | | | |

備考

- 1 「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。
- 2 「A利用」とは全客席を利用する場合をいい、「B利用」とは可動壁によって2階の客席の一部を利用しない場合をいい、「C利用」とは可動壁によって3階の客席の一部を利用しない場合をいい、「D利用」とは可動壁によって2階及び3階の客席の一部を利用しない場合をいう。

3 利用者が、営利を目的として利用する場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合の利用料は、この表の(1)の項から(3)の項までに規定する額（以下この表において「基本利用料」という。）に、次に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 入場料又はこれに類するものの額が1,000円以下のとき 100分の120
- (2) 入場料又はこれに類するものの額が1,000円を超え、2,000円以下のとき 100分の140
- (3) 入場料又はこれに類するものの額が2,000円を超え、3,000円以下のとき 100分の160
- (4) 入場料又はこれに類するものの額が3,000円を超えるとき 100分の180
- (5) 営利を目的として無料で入場させるとき 100分の160

4 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合において、必要があると認めるときは、3の規定を適用しないことができる。

5 利用者が準備、撤去又は練習のために大ホール、第1小ホール又は第2小ホールの舞台面のみを利用する場合の利用料は、それぞれの基本利用料（大ホールにあっては、A利用に係る基本利用料とする。）に100分の50を乗じて得た額とする。

6 午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に利用する場合の利用料は、次のとおりとする。ただし、午前から引き続き午後に利用する場合における正午から午後1時までの間の利用料及び午後から引き続き夜間に利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用料については、無料とする。

- (1) 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合 この表に規定する午後の利用料の額に100分の30を乗じて得た額
- (2) 午前9時前又は午後10時後に利用する場合 利用時間1時間につきこの表に規定する夜間の利用料の額に100分の30を乗じて得た額をもって算定した額

7 6の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。

8 利用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

別表第2（第11条関係）

リハーサル室及び練習室利用料

| 施設名 | 利用単位 | 利用料 |
|-----|------|-----|
|-----|------|-----|

| | | |
|----------|---|-------|
| | | 円 |
| 第1リハーサル室 | | 2,710 |
| 第2リハーサル室 | | 1,030 |
| 第3リハーサル室 | | 1,560 |
| 第1練習室 | 午前9時から1時間ごとに午後10時まで での各時刻を利用する始期とする1時間 | 620 |
| 第2練習室 | | 410 |
| 第3練習室 | | 200 |
| 第4練習室 | | 200 |
| 第5練習室 | | 200 |
| 第6練習室 | | 200 |

備考

- 1 申込時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合において、その時間が午前9時前又は午後11時後に及ぶときの利用料は、この表に規定する額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。
- 3 利用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

別表第3（第11条関係）

会議室等利用料

| 施設名 | 利用単位 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|-------|------|----------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後10時まで | 午前9時から 午後10時まで |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 51会議室 | | 3,350 | 4,500 | 4,500 | 11,410 |
| 52会議室 | | 2,820 | 3,760 | 3,760 | 9,420 |
| 53会議室 | | 2,820 | 3,760 | 3,760 | 9,420 |
| 54会議室 | | 11,000 | 14,230 | 14,230 | 36,650 |

| | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 55会議室 | 7,220 | 8,800 | 8,800 | 23,450 |
| 61会議室 | 12,350 | 16,020 | 16,020 | 41,050 |
| 62会議室 | 7,110 | 8,680 | 8,680 | 23,250 |
| 63会議室 | 7,110 | 8,680 | 8,680 | 23,250 |
| 64会議室 | 2,820 | 3,760 | 3,760 | 9,420 |
| 65会議室 | 2,820 | 3,760 | 3,760 | 9,420 |
| 66会議室 | 2,820 | 3,760 | 3,760 | 9,420 |
| 67会議室 | 2,200 | 2,820 | 2,820 | 7,320 |
| 第1控室 | 720 | 1,030 | 1,030 | 2,500 |
| 第2控室 | 720 | 1,030 | 1,030 | 2,500 |
| 和室 | 2,820 | 3,760 | 3,760 | 9,420 |

備考

1 午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に利用する場合の利用料は、次のとおりとする。ただし、午前から引き続き午後に利用する場合における正午から午後1時までの間の利用料及び午後から引き続き夜間に利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用料については、無料とする。

(1) 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合 この表に規定する午後の利用料の額に100分の30を乗じて得た額

(2) 午前9時前又は午後10時後に利用する場合 利用時間1時間につきこの表に規定する夜間の利用料の額に100分の30を乗じて得た額をもって算定した額

2 1の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。

3 利用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

別表第4（第11条関係）

市民ギャラリー利用料

| 利用単位 | 利用料 |
|------|-----|
|------|-----|

| | |
|-------------------|---------|
| 全日（午前9時から午後10時まで） | 15,700円 |
|-------------------|---------|

備考

- 1 利用者が、営利を目的として利用する場合又は2,000円を超える入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合の利用料は、この表に規定する額に100分の160を乗じて得た額とする。
- 2 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合において、必要があると認めるときは、1の規定を適用しないことができる。
- 3 午前9時前又は午後10時後に利用する場合の利用料は、利用時間1時間につき1,030円をもって算定した額とする。
- 4 3の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。
- 5 利用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

別表第4の2（第11条関係）

コミュニケーションプラザ（専用利用部分）利用料

| 利用単位 | 利用料 |
|-------------------|---------|
| 全日（午前9時から午後10時まで） | 10,470円 |

備考

- 1 利用者が、営利を目的として利用する場合は、この表に規定する額に100分の160を乗じて得た額とする。
- 2 午前9時前又は午後10時後に利用する場合の利用料は、利用時間1時間につき1,030円をもって算定した額とする。
- 3 2の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。
- 4 利用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

別表第5（第11条関係）

設備、器具等利用料

- 1 大ホール及び小ホール

| 種別 | 名称 | 単位 | 利用料 | | | 摘要 |
|----|------------------|----|--------|--------|--------|-----------|
| | | | 大ホール | 第1小ホール | 第2小ホール | |
| | | | 円 | 円 | 円 | |
| 舞台 | 所作舞台 | 1式 | 5,750 | 5,750 | 5,750 | |
| 設備 | 所作舞台（花道用） | 1式 | 1,670 | 1,670 | | |
| | 平台 | 1台 | 200 | 200 | 200 | |
| | 反響板 | 1式 | 5,550 | 3,650 | | |
| | オーケストラピット | 1基 | 5,430 | | | |
| | 舞台前迫（ぜ）り | 1基 | | 3,760 | | |
| | 小迫（ぜ）り | 1基 | 1,150 | | | |
| | 松羽目 | 1式 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | |
| | 金びょうぶ | 1双 | 1,560 | 1,560 | 1,560 | |
| | 銀びょうぶ | 1双 | 1,560 | 1,560 | 1,560 | |
| | 鳥の子びょうぶ | 1双 | 1,560 | 1,560 | 1,560 | |
| | 地がすり（大） | 1枚 | 1,670 | | | 黒又は灰 |
| | 地がすり（小） | 1枚 | 930 | 930 | 930 | 黒又は灰 |
| | 紗（しゃ）幕 | 1枚 | 1,150 | 1,030 | | |
| | 定（じょう）式（しき）幕 | 1式 | 2,610 | 2,610 | | 仮設レールを含む。 |
| | 仮設花道 | 1式 | 15,700 | 10,470 | | 片道 |
| | 仮設鳥（と）屋（や）囲（がこい） | 1式 | 1,030 | 930 | | |
| | めくり台 | 1台 | 100 | 100 | 100 | |
| | 上敷ござ | 1枚 | 310 | 310 | 310 | |
| | バレエ用シート | 1枚 | 930 | 930 | 930 | |
| | 緋（ひ）毛せん・紺毛せん | 1枚 | 310 | 310 | 310 | |
| | 高座用座布団 | 1枚 | 410 | 410 | 410 | |

| | | | | | |
|--------------------|---------------|--------|--------|--------|-------------|
| 長座布団 | 1 枚 | 200 | 200 | 200 | |
| 演台 | 1 式 | 620 | 410 | 410 | 脇台（2 台）を含む。 |
| 司会者台 | 1 台 | 200 | 200 | 200 | |
| 指揮者台 | 1 台 | 310 | 310 | 310 | |
| 指揮者用譜面台 | 1 台 | 200 | 200 | 200 | |
| 譜面台 | 1 台 | 100 | 100 | 100 | |
| 譜面灯 | 1 台 | 50 | 50 | 50 | |
| 演奏者用いす | 1 脚 | 100 | 100 | 100 | |
| コントラバスいす・チェロ いす | 1 脚 | 100 | 100 | 100 | |
| 舞台用いす | 1 脚 | 50 | 50 | 50 | |
| 長机 | 1 脚 | 100 | 100 | 100 | |
| 姿見 | 1 台 | 200 | 200 | 200 | |
| スモークマシン | 1 台 | 3, 130 | 3, 130 | 3, 130 | ロスコオイルを含む。 |
| ドライアイスマシン | 1 台 | 930 | 930 | 930 | ドライアイスを除く。 |
| 客席用ミキサー台 | 1 台 | 200 | 200 | 200 | |
| 照明 設備 | アッパー ホリゾントライト | 1 列 | 2, 710 | 1, 670 | 830 |
| | ロアーホリゾントライト | 1 列 | 1, 150 | 930 | 830 |
| | ボーダーライト | 1 列 | 1, 030 | 830 | |
| | シーリングライト | 1 列 | 1, 350 | 930 | |
| | フットライト（舞台用） | 1 列 | 720 | 620 | |
| | フットライト（花道用） | 1 列 | 410 | 310 | |
| | 天井反射板ライト | 1 列 | 2, 610 | 1, 560 | |
| フロントサイドスポットライト | 1 列 | 830 | 830 | | |

| | | | | | |
|-------------------|----|-------|-------|-------|--|
| コンダクタースポットライト | 1台 | 310 | | | |
| センターピンスポットライト | 1台 | 2,200 | 2,200 | 1,770 | |
| スポットライト (250ワット) | 1台 | 150 | 150 | 150 | |
| スポットライト (500ワット) | 1台 | 200 | 200 | 200 | |
| スポットライト (1キロワット) | 1台 | 310 | 310 | 310 | |
| スポットライト(1.5キロワット) | 1台 | 310 | 310 | 310 | |
| スポットライト (3キロワット) | 1台 | 930 | 930 | 930 | |
| パーライト(1キロワット) | 1台 | 310 | 310 | 310 | |
| ソースフォー | 1台 | 310 | 310 | 310 | |
| ストリップライト(12灯用) | 1台 | 310 | 310 | 310 | |
| 波マシン | 1台 | 930 | 930 | 930 | |
| オーロラマシン | 1台 | 930 | 930 | 930 | |
| プリズムマシン | 1式 | 930 | 930 | 930 | |
| カレイドマシン | 1式 | 930 | 930 | 930 | |
| I T O (650ワット) | 1台 | 930 | 930 | 930 | |
| スパイラルマシン | 1式 | 930 | 930 | 930 | |
| ディスクマシン | 1式 | 930 | 930 | 930 | |
| フィルムマシン | 1式 | 930 | 930 | 930 | |
| スライドキャリア | 1式 | 930 | 930 | 930 | |
| スピナー | 1台 | 930 | 930 | 930 | |

| | | | | | | |
|----------|--------------------|-----|--------|--------|--------|----------------|
| | ミラー ボール | 1 台 | 930 | 930 | 930 | |
| | ストロボ | 1 台 | 930 | 930 | 930 | |
| | 星球セット | 1 列 | 930 | 930 | 930 | |
| | 調光装置 | 1 式 | 3, 650 | 1, 770 | 1, 030 | |
| | 移動式調光装置 | 1 式 | | | 510 | |
| 音響 設備 | 3 点吊 (つ) りマイクロホン装置 | 1 式 | 1, 030 | 1, 030 | | |
| | 拡声装置 | 1 式 | 3, 450 | 2, 400 | 1, 560 | |
| | ステージスピーカー | 1 台 | 1, 030 | 830 | 830 | |
| | 移動式スピーカー (大) | 1 台 | 510 | 510 | 410 | |
| | 移動式スピーカー (小) | 1 台 | 410 | 410 | 310 | |
| | シーリングスピーカー | 1 式 | 2, 080 | 1, 560 | 1, 030 | |
| | ウォールスピーカー | 1 式 | 2, 080 | 1, 560 | | |
| | ハネ返りスピーカー | 1 台 | 1, 350 | 1, 350 | | |
| | 移動式アナログミキサー卓 | 1 台 | 830 | 830 | 830 | 16 チャンネル |
| | 移動式デジタルミキサー卓 | 1 台 | 1, 350 | 1, 350 | 1, 350 | |
| | 移動式パワーアンプ | 1 台 | 510 | 510 | 510 | |
| | カセットテープレコーダー | 1 台 | 1, 030 | 1, 030 | 1, 030 | |
| | CD プレーヤー | 1 台 | 1, 030 | 1, 030 | 1, 030 | |
| | メモリ / CD レコーダー | 1 台 | 1, 030 | 1, 030 | 1, 030 | |
| | CD レコーダー | 1 台 | 1, 030 | 1, 030 | 1, 030 | |
| | MD レコーダー | 1 台 | 1, 030 | 1, 030 | 1, 030 | |
| | マルチエフェクター | 1 台 | 720 | 720 | 720 | |
| | コンプレッサー | 1 台 | 720 | 720 | 720 | |
| | イコライザー | 1 台 | 720 | 720 | 720 | グラフィック・パラメトリック |
| | ダイナミックマイクロホン | 1 本 | 720 | 720 | 720 | |

| | | | | | | |
|----------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| | コンデンサーマイクロホン | 1本 | 830 | 830 | 830 | |
| | 卓上フレキシブルマイクロホン | 1本 | 720 | 720 | 720 | |
| | ワイヤレスマイクロホン装置 | 1チャンネル | 1,250 | 1,250 | 1,250 | マイクロホンを除く。 |
| | ワイヤレスマイクロホン | 1本 | 1,450 | 1,450 | 1,450 | ハンド型又はタイプシニ型 |
| | ガンマイクロホン | 1本 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | |
| | ヘッドホン型マイクロホン | 1本 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | |
| | バウンダリーマイクロホン | 1本 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | |
| | ステレオマイクロホン | 1本 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | |
| 映像 設備 | プロジェクター | 1台 | 3,650 | 3,450 | 3,130 | |
| | ビジュアルプレゼンター | 1台 | 1,770 | 1,770 | 1,770 | |
| | DVDプレーヤー | 1台 | 1,030 | 1,030 | 1,030 | |
| | ブルーレイディスクプレーヤー | 1台 | 1,030 | 1,030 | 1,030 | |
| | スクリーン | 1枚 | 1,560 | 930 | 620 | |
| | 移動式スクリーン | 1枚 | 200 | 200 | 200 | |
| | レーザーpointer | 1本 | 100 | 100 | 100 | |
| 楽器 | フルコンサートグランドピアノ（外国製） | 1台 | 10,150 | 10,150 | 10,150 | 調律料を除く。 |
| | フルコンサートグランドピアノ（日本製） | 1台 | 5,230 | 5,230 | 5,230 | 調律料を除く。 |
| | 大太鼓 | 1台 | 830 | 830 | 830 | |
| その他 | 展示パネル | 1枚 | 100 | 100 | 100 | |
| | 持込電気器具 | 1キロワット | 260 | 260 | 260 | |

備考

- 1 この表に掲げる利用料の額は、施設ごとの午前、午後及び夜間の各利用単位当たりの額とする。
- 2 午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に利用する場合の利用料は、利用時間1時間につきこの表に掲げる額に100分の25を乗じて得た額をもって算定した額とする。ただし、午前から引き続き午後に利用する場合における正午から午後1時までの間の利用料及び午後から引き続き夜間に利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用料については、無料とする。
- 3 2の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。
- 4 利用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。
- 5 市長が指定する設備、器具等については、大ホール又は小ホール以外の施設においても利用することができる。
- 6 5の場合における利用料は、この表に規定する額とする。ただし、別表第3に掲げる施設以外の施設において利用する場合については、次のとおりとする。
 - (1) 1中「施設ごとの午前、午後及び夜間の各利用単位」とあるのは、「4時間以内の利用1回」とする。
 - (2) 2及び3の規定は、適用しない。
 - (3) 利用が4時間を超える場合は、超過時間4時間までごとにこの表に掲げる額を加算する。
 - (4) 超過時間に4時間未満の端数があるときは、(3)の規定による加算額は、次のとおりとする。
 - ア 1時間の端数があるとき この表に掲げる額に100分の25を乗じて得た額
 - イ 2時間の端数があるとき この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額
 - ウ 3時間の端数があるとき この表に掲げる額に100分の75を乗じて得た額
 - (5) (3)及び(4)の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。
- 7 この表に掲げるもの以外の設備、器具等の利用料の額は、市長が定めた使用料の上限額を超えない範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

2 リハーサル室及び練習室

| 名称 | 単位 | 利用料 | | 摘要 |
|-------------------------|---------|--------|-------|-----------------|
| | | リハーサル室 | 練習室 | |
| | | 円 | 円 | |
| バレエ用シート | 1 式 | 930 | | 10m×12巻 |
| 移動式スピーカー | 1 台 | 510 | | |
| 移動式音響装置 | 1 式 | 1,030 | | |
| CDプレーヤー | 1 台 | 510 | 510 | |
| ダイナミックマイクロホン | 1 本 | 310 | 310 | A、Cマイク |
| ダイナミックマイクロホン | 1 本 | | 200 | Bマイク |
| ワイヤレスマイクロホン | 1 本 | 410 | | ハンド型又はタイプ シ型 |
| フルコンサートグランドピアノ (外国製) | 1 台 | 7,320 | | 調律料を除く。 |
| フルコンサートグランドピアノ (日本製) | 1 台 | 3,130 | | 調律料を除く。 |
| コンパクトグランドピアノ | 1 台 | 1,980 | | 調律料を除く。 |
| アップライトピアノ | 1 台 | | 1,980 | 調律料を除く。 |
| キーボード | 1 台 | | 510 | |
| キーボードアンプ | 1 台 | | 310 | |
| ギターアンプ | 1 台 | | 510 | |
| ベースアンプ | 1 台 | | 510 | |
| ドラムセット | 1 式 | | 720 | |
| 音響基本装置 | 1 式 | | 1,030 | |
| 長机 | 1 脚 | 100 | 100 | |
| 持込電気器具 | 1 キロワット | 260 | 260 | |

備考

- 1 この表に掲げる利用料の額は、4時間以内の利用1回当たりの額とする。
- 2 利用が4時間を超える場合は、超過時間4時間までごとにこの表に掲げる額を加算する。
- 3 超過時間に4時間未満の端数があるときは、2の規定による加算額は、次のとおりとする。
 - (1) 1時間の端数があるとき この表に掲げる額に100分の25を乗じて得た額
 - (2) 2時間の端数があるとき この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額
 - (3) 3時間の端数があるとき この表に掲げる額に100分の75を乗じて得た額
- 4 2及び3の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。
- 5 利用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。
- 6 市長が指定する設備、器具等については、リハーサル室又は練習室以外の施設においても利用することができる。
- 7 6の場合における利用料は、この表に規定する額とする。ただし、別表第1又は別表第3に掲げる施設において利用する場合については、次のとおりとする。
 - (1) 1中「4時間以内の利用1回」とあるのは、「施設ごとの午前、午後及び夜間の各利用単位」とする。
 - (2) 2から4までの規定は、適用しない。
 - (3) 午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に利用する場合の利用料は、利用時間1時間につきこの表に掲げる額に100分の25を乗じて得た額をもって算定した額とする。ただし、午前から引き続き午後に利用する場合における正午から午後1時までの間の利用料及び午後から引き続き夜間に利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用料については、無料とする。
 - (4) (3)の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。
- 8 この表に掲げるもの以外の設備、器具等の利用料の額は、市長が定めた使用料の上限額を超えない範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

3 会議室

| 種別 | 名称 | 単位 | 利用料 | | | 摘要 |
|----|----|----|------|------|------|----|
| | | | 大会議室 | 中会議室 | 小会議室 | |
| | | | | | | |

| | | | 円 | 円 | 円 | |
|----------|----------------|--------|-------|-------|-------|--|
| 音響 設備 | 移動式スピーカー | 1台 | | 510 | | |
| | パワードスピーカー | 1台 | | | 510 | |
| | CDプレーヤー | 1台 | 510 | 510 | | |
| | DVDプレーヤー | 1台 | 510 | 510 | 510 | |
| | パワードスピーカー用マイク | 1本 | | | 310 | |
| 映像 設備 | 移動式スクリーン | 1枚 | 200 | 200 | 200 | |
| | ビジュアルプレゼンター | 1台 | 1,770 | 1,770 | 1,770 | |
| | プロジェクター | 1台 | 1,880 | 1,880 | 1,880 | |
| その他 | 平台 | 1台 | 200 | 200 | 200 | |
| | 持込電気器具（専用電源利用） | 1キロワット | 260 | 260 | 260 | |

備考

- 1 「大会議室」とは54会議室及び61会議室をいい、「中会議室」とは55会議室、62会議室及び63会議室をいい、「小会議室」とは51会議室、52会議室、53会議室、64会議室、65会議室、66会議室及び67会議室をいう。
- 2 この表に掲げる利用料の額は、施設ごとの午前、午後及び夜間の各利用単位当たりの額とする。
- 3 午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に利用する場合の利用料は、利用時間1時間につきこの表に掲げる額に100分の25を乗じて得た額をもって算定した額とする。ただし、午前から引き続き午後に利用する場合における正午から午後1時までの間の利用料及び午後から引き続き夜間に利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用料については、無料とする。
- 4 3の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。
- 5 利用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。
- 6 市長が指定する設備、器具等については、会議室以外の施設においても利用することができる。
- 7 6の場合における利用料は、この表に規定する額とする。ただし、別表第1又は別表第3に掲げる施設以外の施設において利用する場合については、次のとおりとする。

- (1) 2中「施設ごとの午前、午後及び夜間の各利用単位」とあるのは、「4時間以内の利用1回」とする。
- (2) 3及び4の規定は、適用しない。
- (3) 利用が4時間を超える場合は、超過時間4時間までごとにこの表に掲げる額を加算する。
- (4) 超過時間に4時間未満の端数があるときは、(3)の規定による加算額は、次のとおりとする。
- ア 1時間の端数があるとき この表に掲げる額に100分の25を乗じて得た額
 - イ 2時間の端数があるとき この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額
 - ウ 3時間の端数があるとき この表に掲げる額に100分の75を乗じて得た額
- (5) (3)及び(4)の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。

8 この表に掲げるもの以外の設備、器具等の利用料の額は、市長が定めた使用料の上限額を超えない範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

4 和室

| 名称 | 単位 | 利用料 | | 摘要 |
|----------------|--------|-----|-------|----|
| | | | 円 | |
| 茶道具 | 1式 | | 1,560 | |
| 長机 | 1脚 | | 100 | |
| 持込電気器具（専用電源利用） | 1キロワット | | 260 | |

備考

- 1 この表に掲げる利用料の額は、和室の午前、午後及び夜間の各利用単位当たりの額とする。
- 2 午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に利用する場合の利用料は、利用時間1時間につきこの表に掲げる額に100分の25を乗じて得た額をもって算定した額とする。ただし、午前から引き続き午後に利用する場合における正午から午後1時までの間の利用料及び午後から引き続き夜間に利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用料については、無料とする。

- 3 2の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。
- 4 利用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。
- 5 この表に掲げるもの以外の設備、器具等の利用料の額は、市長が定めた使用料の上限額を超えない範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

5 市民ギャラリー及びコミュニケーションプラザ

| 名称 | 単位 | 利用料 | 摘要 |
|----------------|--------|-----|-------------|
| | | 円 | |
| 移動式展示壁 | 1台 | 310 | 市民ギャラリーに限る。 |
| 持込電気器具（専用電源利用） | 1キロワット | 780 | |

備考

- 1 この表に掲げる利用料の額は、市民ギャラリーの利用単位当たりの額とする。
- 2 午前9時前又は午後10時後に持込電気器具を利用する場合の利用料は、利用時間1時間につき60円をもって算定した額とする。
- 3 2の場合においては、30分を超える端数は、1時間とみなす。
- 4 この表に掲げるもの以外の設備、器具等の利用料の額は、市長が定めた使用料の上限額を超えない範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。